

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七六）
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七四）
- 〔告 示〕
- 保安林の指定をする件（農林水産二〇四四～二〇五〇）
- 地すべり防止区域を指定する件（同二〇五一）
- 地すべり防止区域を追加指定する件（同二〇五二）
- 令和三年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同二〇五三）
- 阿蘇くじゅう国立公園の公園区域を変更する件（環境八一）
- 阿蘇くじゅう国立公園の公園計画を変更する件（同八二）
- 阿蘇くじゅう国立公園の特別地域の区域を変更する件（同八三）
- 阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（同八四）

- 阿蘇くじゅう国立公園の集団施設地区を変更する件（同八五）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（同八六）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一四四～一四九）
- 〔人事異動〕
- 内閣
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 中国地方整備局公示（中国地方整備局）
- 労働
- 最低賃金の改正決定に関する公示（島根労働局最低賃金公示三）
- 国家試験
- 第三十五回管理栄養士国家試験の施行の変更（厚生労働省）
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 財団、有権者申出方、製造たばこ小売定価、無縁墳墓等改葬関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状失効関係
- 会社その他

## 省 令

<p>○ 厚生労働省令第七十六号 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の四十五第一項第一号及び第二項第四号並びに第百十五條の四十五の三第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和二年十月二十二日 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）</p> <p>厚生労働大臣 田村 憲久</p>	<p>改正後</p> <p>（法第百十五條の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者） 第百四十條の六十二の四 法第百十五條の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、第一号事業（前条第一項第二号の規定により市町村が補助するものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていたものうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第一号事業のサービスを受けるもの（市町村が必要と認める者に限る。）</p> <p>（法第百十五條の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業） 第百四十條の六十二の八 法第百十五條の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、市町村が、同号に規定する連携を推進するに当たり、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築を目的として行う次に掲げる事業であつて、地域支援事</p>	<p>改正前</p> <p>（法第百十五條の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者） 第百四十條の六十二の四 法第百十五條の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>
--	---	--